

## 中国税務速報

2017年3月21日

### 1. 企業アニュアルレポートにおいて社会保険及び統計事項を増加することに関わる問題についての通達

工商総局、人力資源社会保障部及び統計局は2016年11月17日に「企業アニュアルレポートにおいて社会保険及び統計事項を増加することに関わる問題についての通達」（工商企監字〔2016〕226号）を公布しました。

当該通達によれば、五証合一の推進に伴い、2016年度のアニュアルレポートから、企業は企業信用情報開示システムを通じてアニュアルレポートの情報を届け出る際に、『企業情報開示暫行条例』により規定された事項を基に、社会保険事項及び統計事項の増加を要求しました。

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/lhfw/xxzx/201611/t20161123\\_172663.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/lhfw/xxzx/201611/t20161123_172663.html)

### 2. 税務総局は営業税から増値税への移行改革効果を全面的に監査する

2017年2月末に、国家税務総局は上海、吉林等の10省（区、市）にそれぞれ監査組を派遣し、営業税から増値税への移行パイロットプログラムにおける全面遂行の効果を監査しました。営業税から増値税への移行パイロットプログラムを全面的に展開し、三つの「小さい目標」を実現しました。1. 政策が着地し、穏やかに遂行されました。2. 新たに追加された四つの大業界及びその所属する26個の小業界の税金負担が増加せず減少しました。3. 税収全体の減少額は5000億元超、5736億元に達成しました。税務総局の統計データによれば、営業税から増値税への移行パイロットプログラムを全面的に展開してから、2016年末までに、四つの大業界及び26個の細分業界の税負担は全て減少しましたが、一千万超の試行拠点の納税者の内、依然として約1.6%の納税者の税負担がある程度で増えました。税負担の増加の問題も監査組の主な監査対象です。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c2511900/content.html>

### 3. 『中華人民共和国タバコ税法』（ディスカッションドラフト）を公衆に公開的に意見を募集することに関わる国家税務総局の通達

財政部、国家税務総局は2016年10月17日に、『中華人民共和国タバコ税法（ディスカッションドラフト）』をドラフトし、公衆に向け意見を募集しました。締切日は2016年11月16日です。

ディスカッションドラフトによれば、価格外の補助が購入価格の10%に基づいて計算されるという現行規定から、省レベルの人民政府が本地域における納税者が煙草生産販売者に実際に支払う補助金額に基づき、価格外の補助から購入価格に換算する割合を確定することに変更しました。タバコ税は税務機関により徴収され、『条例』においての「タバコ税は地方税務機関により徴収される」という説明を変更しました。また、ディスカッションドラフトにおいて、「納税者は煙草購入地の県レベルの税務局、又はそれにより指定された税務分局、所へ納税申告を行わなければならない」という規定を増加しました。タバコ税の納付義務の発生時間は納税者が煙草生産販売企業または個人から煙草購入額を受領済み、或いは煙草購入伝票の作成日となることを明確にしました。煙草税の納付期間は1ヶ月であり、納税者は期間満了日から15日間以内に納税申告を行わなければならないことも明確にしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810214/n810606/c2287761/content.html>

#### 4. 財務部：個人所得税の改革案は設計、議論中。家計に関わる専門項目支出の控除を増加。

3月7日第十二回全国人大五次會議記者会において、財務部部長肖捷、部長アシスタント戴柏華は財政業務及び財稅改革の関連問題について、国内外記者の質問を回答しました。

そのうち、個人所得税改革の問題に関して、肖氏は一部の収入項目、例えば、賃金給与、役務報酬、原稿料収入などについて、年度確定申告納税を実施することを基本方針だと示しました。家計に関わる専門支出控除項目（二人っ子家庭の教育などに関する支出の考え）を適当的に増加するために、新たな政策を策定することを考慮に入れました。その他、更に納税者の負担を減免するために、その他の専門控除項目も考える可能性があります。個人所得税の控除額を高める計画について、改革案を策定する際に、住民の消費水準などの要因に基づいて総合試算を行った上で、控除額を高めるか否かを確定し、必要に応じて高めると肖氏は回答しました。その他の収入項目、所得項目、例えば、財産譲渡等について、引き続き分類徴収の実施を考えています。

<http://finance.people.com.cn/n1/2017/0307/c1004-29128696.html>

#### 5. 『労働人事争議仲裁処理規則（修訂ドラフト）』（ディスカッションドラフト）と『労働人事争議仲裁組織規則（修訂ドラフト）』（ディスカッションドラフト）に関わる公開意見の募集の通達

2017年2月14日において、人力資源社会保障部は『労働人事争議仲裁処理規則（修訂ドラフト）』（ディスカッションドラフト）と『労働人事争議仲裁組織規則（修訂ドラフト）』（ディスカッションドラフト）に関わる公開意見の募集の通達を公布し、公衆に向け意見を募集します。締切日は2017年3月13日です。

- 1) 『労働人事争議仲裁処理規則（修訂ドラフト）』（ディスカッションドラフト）に関わる公開意見の募集の通達に関する主な修訂内容は以下のとおりです。
  - (1) 法律に基づき最終仲裁制度を完備し、最終仲裁の適用範囲を細分化し、競合者間の限定経済補償金、労働契約の未締結で二倍の給与の賠償、違法は試用期間の約定に関する賠償等の争議案件を最終仲裁の適用範囲に入れました。
  - (2) 第三章「仲裁プロセス」に「簡易プロセス」という節を新規追加し、簡単争議案の迅速な対応プロセスを規定しました。
  - (3) 第三章「仲裁プロセス」に「集団労働人事争議仲裁プロセス」という節を新規追加し、集団争議仲裁プロセスを簡略化しました。
  - (4) 「調停プロセス」という章（第四章）を新規追加し、仲裁前の調停及び仲裁案件中の調停プロセスについて規範化をしました。
- 2) 『労働人事争議仲裁組織規則（修訂ドラフト）』（ディスカッションドラフト）に関わる公開意見の募集の通達に関する主な修訂内容は以下のとおりです。
  - (1) 仲裁委員会弁事機構について。仲裁委員会弁事機構は労働人事争議仲裁院と称することを明確にしました（第十条第一款）。
  - (2) 仲裁保障について。仲裁経費に人員経費、公用経費、仲裁専門経費などが含まれており、仲裁委員会は専門の仲裁場所を所有し、勤務期間において仲裁職員は統一した制服を着る必要があるとすることを明確にしました。
  - (3) 仲裁員の管理について。仲裁員の権利及び義務に関わる規定、仲裁委員会は専門仲裁員及び取調補助人員に関わる規定、仲裁員の業績評価、トレーニング及び勤務態度の改善に関わる規定を新規追加しました。

- (4) 仲裁監督について。仲裁監督の範囲にて申請の受付、取調プロセス、処理結果、仲裁職員行為等が含まれることを明確にしました。

[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/SYzhengqiuyijian/zq\\_fgs/201702/t20170214\\_266137.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/SYzhengqiuyijian/zq_fgs/201702/t20170214_266137.html)

[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/SYzhengqiuyijian/zq\\_fgs/201702/t20170214\\_266136.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/SYzhengqiuyijian/zq_fgs/201702/t20170214_266136.html)